

第60号議案

足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例（平成17年足立区条例第15号）の一部を次のように改
正する。

第4条第5項中「第2条第18号」を「第2条第20号」に改め、同
条第6項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正による
もののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたし
ます。